

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口
以下の情報は、3月1日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 FAX5388-1396
相談票に記入のうえ、送信

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または☎6258-5780

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 *混雑時は電話が繋がりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

追加接種は1回までです
新型コロナウイルスオミクロン株
対応2価ワクチンの追加接種

区内の各医療機関で実施している新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチンの追加接種は、現状では1回のみ可能です。ファイザー製・モデルナ製オミクロン株(BA.1およびBA.4/5)対応2価ワクチンの接種を受けた方、または4年11月8日以降にノババックスワクチンの3回目～5回目の接種を受けた方は、以後追加接種を受けられませんのでご注意ください。

今後のワクチン接種は、詳細が決まり次第、本紙や区ホームページでお知らせします。



区HP



区HP(やさしい日本語)

問合せ 墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



受給を終了した方の再申請期限は
3月31日です!

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。受給を終了した方の再申請の期限は、3月31日です。なお、解雇等で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請できます。要件や必要書類、申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[問合せ] 暮らし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受付内)☎5608-6289



墨田区国民健康保険または
東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

新型コロナウイルス感染症に伴う
傷病手当金の支給

以下の全ての要件を満たす方に、傷病手当金を支給します。受給には申請が必要です。受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

[対象要件] ▶給与等の支払いを受けている被用者である(個人事業主・フリーランスを除く) ▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることが医師等により証明される場合で、療養のために労務に服することができない ▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない[支給期間]労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間[支給額]直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり[適用期間]2年1月1日～5年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで) *申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内[問合せ] ▶墨田区国民健康保険=国保年金課こくほ給付係☎5608-6123 ▶東京都後期高齢者医療制度=広域連合お問合せセンター☎0570-086-519・FAX0570-086-075 *広域連合お問合せセンターの受け付けは、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

申請期限は3月31日(必着)です!

令和4年度国民健康保険料、
後期高齢者医療保険料および
介護保険料の減額・免除

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した世帯または被保険者を対象に、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の各保険料を減免しています。申請期限が迫っているため、早めに申請してください。詳細は区ホームページをご覧ください。

[問合せ] ▶国民健康保険料=国保年金課こくほ保険料係☎5608-6127 ▶後期高齢者医療保険料=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当☎5608-8100 ▶介護保険料=介護保険課資格・保険料担当☎5608-6937

申込期間を6月30日まで延長します!

新型コロナウイルス感染症
緊急対策資金融資あっせん

新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化している区内の中小企業や商店を対象に、あっせん融資の利子等を補助します。

また、3年7月31日以前にコロナ融資を利用した方は、追加でコロナ融資を申し込む際に、既存のコロナ融資と一本化できます。詳細は区ホームページをご覧ください。

[融資限度額]2000万円 [利率]2.0% *うち1.8%を区が補助 [返済期間]7年以内 *据置期間(12か月以内)を含む [申込期間]6月30日まで [申込み]申込用紙と必要書類を、直接、経営支援課経営支援担当(区役所14階)☎5608-6183へ *申込用紙は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可



申込期間を6月30日まで延長します!

住宅修築資金融資あっせん

新しい生活様式に対応した住宅環境への改善を支援することを目的に、高齢者および障害のある方が専用室を設ける、または生活しやすくなるように自宅の修築等を行う場合のあっせん融資の利子を、区が全額補助します。

なお、融資の際には金融機関の審査があります。申込方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[対象者] 次のいずれかに該当する方とその家族 ▶65歳以上である ▶身体障害者手帳(1級～4級)または愛の手帳(1度～4度)、精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)を持っている ▶脳性まひまたは進行性筋萎縮症である ▶国の指定難病等の難病医療費助成を受けている *ほかにも要件あり [対象住宅] 区内に所在し、申込人が現に自ら居住している、または修築後同居する親族が現に居住している住宅 [融資限度額(工事に係る金額の範囲)]500万円 [利率]2.0% [償還方法]均等月賦償還 [申込期間]6月30日まで [問合せ] 住宅課計画担当☎5608-6215



ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

申請期限は5月31日です
マイナポイント事業

マイナンバーカードをお持ちの方(2月28日までにマイナンバーカードの申請を行った方)のマイナポイントの申込期限は、5月31日です。マイナポイント事業の詳細は、総務省のホームページをご覧ください。

■マイナポイントの予約・申込手続支援窓口
ICカードリーダーやマイナンバーカード対応のス

マートフォンをお持ちでない方で、申込みの支援が必要な方のために、マイナポイント申込みの支援を行っています。申し込む決済サービスに必要な事前準備と、公金受取口座の登録を行う場合は本人名義の口座情報(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号)を確認のうえ、マイナンバーカードを持ってください。なお、申込期限に向けて窓口の混雑が予想されるため、日程には余裕を持ってお越しください。

[とく] 月曜日～金曜日の ▶午前9時～正午 ▶午後1時～5時 *午前は11時まで、午後は4

時まで整理券を配布 *祝日を除く [ところ] マイナンバーカード専用窓口(区役所2階) [対象] 区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方

[問合せ] ▶マイナンバーカードの申請=墨田区マイナンバーカードコールセンター☎5608-6370 ▶マイナポイント事業=マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178(外国語対応☎0570-028-125) ▶マイナポイントの手続=マイナポイント申込支援窓口☎5608-1111(内線3667)

ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

追加指定します 自転車放置禁止区域

3月12日から曳舟駅・京成曳舟駅周辺の自転車放置禁止区域を追加指定します。この区域に放置された自転車は、即時撤去の対象となりますのでご注意ください。なお、自転車の撤去手数料は1台5000円です。

【問合せ】土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203



現在の自転車放置禁止区域 (赤線) 新たに指定する自転車放置禁止区域 (黄線)

新しい仲間と一緒に活動しませんか 老人クラブ

高齢者が仲間とともに住み慣れた地域で生き生きと過ごすため、老人クラブでは、趣味や誕生日会等の集まりだけでなく、健康づくりや社会奉仕活動、多世代交流等を行っています。現在区内には142の老人クラブがあり、約1万人の会員がいます。

また、区内の老人クラブで組織する墨田区老人クラブ連合会では、グラウンドゴルフ等の軽スポーツ大会や、映画会、旅行など多数の催しを開催しています。非会員の方でも参加できる催しもありますので、関心がある方は、お問い合わせください。

【対象】区内在住で、おおむね60歳以上の方【問合せ】墨田区老人クラブ連合会事務局(区役所11階) ☎5608-6167・FAX5608-6411 *詳細は墨田区老人クラブ連合会事務局のホームページを参照

結果をお知らせします すみだ1ウィーク・ウォーク ウォーキングチャレンジプログラム

区では、区民の皆さんに“楽しく歩いて健康づくり”を実践してもらうため、4年10月15日~11月13日に「すみだ1ウィーク・ウォーク ウォーキングチャレンジプログラム」で7日間の歩数を測ってもらいました。その結果、参加者の1日平均歩数は男女とも、成人(20歳~64歳)の1日の目標歩数(男性9000歩、女性8500歩)を超えていることが分かりました。今後も区民の皆さんの身体活動の向上のために、様々な取組を行っていきます。

【参加者数】874人【1日の平均歩数】1万445歩 *男性1万1300歩、女性9776歩【問合せ】保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514

愛犬のためにお忘れなく 令和5年度狂犬病予防注射

犬の飼い主には、飼い犬の登録と毎年4月~6

月に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。この期間に必ず予防注射を受けさせてください。飼い犬の登録をしている方には3月下旬に通知を郵送しますので、ご確認ください。令和5年度の集合注射は5月に実施を予定していますが、混雑を避けるため、なるべく動物病院で注射を受けるよう、ご協力をお願いします。なお、犬の所在地や所有者に変更があったときや、犬が死亡したときは届出をお願いします。

【問合せ】生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939

新たに認定しました 小さな博物館

区では、区内産業をPRするため、「すみだ3M運動」を展開しています。このたび、ものづくりの歴史・文化を伝える資料を展示する「小さな博物館」に、新たに「やさしい革の博物館」(東墨田3-11-10)を認定しました。

【展示内容】革のなめしや革製品の製造工程等【運営事業者】山口産業株式会社【問合せ】産業振興課産業振興担当 ☎5608-1437 *詳細は区ホームページを参照

申込期限は3月31日です 原油価格・物価高騰等緊急対策資金の融資あっせん

原油価格・物価高騰等の影響で業績が悪化している区内の中小企業や商店を対象に、融資に係る利子等を補助しています。申請期限が迫っているため、検討している方は早めに申請してください。

【融資限度額】300万円【利率】2.0% *区が全額補助【返済期間】3年以内 *据置期間24か月以内を含む【申込期限】3月31日 *土・日曜日、祝日を除く【申込み】申込用紙等を直接、問合せ先へ *申込用紙は問合せ先で配布しているほか、区ホームページからも出力可【問合せ】経営支援課経営支援担当(区役所14階) ☎5608-6183

申告はお早めに 特別区民税・都民税等

令和4年分の特別区民税・都民税、所得税・復興特別所得税、贈与税、個人事業税の申告期限は3月15日、個人事業者の消費税・地方消費税の申告期限は3月31日です。また、ふるさと納税を行い、特別区民税・都民税、所得税から寄附金税額控除を受けるためには、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する方を除き、原則として確定申告を行う必要があります。

【問合せ】▶特別区民税・都民税=税務課課税係 ☎5608-6135 ▶所得税・復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税=本所税務署 ☎3623-5171、向島税務署 ☎3614-5231 ▶個人事業税=台東都税事務所 ☎3841-1271

廃車等の手続をお忘れなく 原動機付自転車等

原動機付自転車等を譲渡・処分した際には、必ず廃車等の手続を行ってください。軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主などにある場合は使用者)に課税され、期限までに手続を行わないと、1年

分の軽自動車税(種別割)が課税されますので、ご注意ください。

【廃車手続】3月31日(郵送の場合は4月1日消印有効)までに▶125cc以下の原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車(フォークリフト等)=〒130-8648税務課課税係(区役所2階) ☎5608-6134へ *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での手続を推奨 ▶125ccを超える二輪車=足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1) ☎050-5540-2031へ ▶軽四(三)輪自動車=軽自動車検査協会足立支所(足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102へ *必要書類や手続方法等の詳細は各手続先に問い合わせるか、各手続先のホームページを参照

事前の手続が必要です 郵便等投票・代理記載制度等

4月23日執行の墨田区議会議員選挙・墨田区長選挙では、次の制度等が利用できます。

■郵便等投票・代理記載制度 区内在住で選挙権がある方のうち、重度の障害等(表1)があり、投票日に投票所へ行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票ができます。また、郵便等投票の対象者のうち、一定の障害(表2)があるため、自ら投票の記載をすることが困難と認められた方は、事前に選挙管理委員会に届出をした代理記載者(選挙権がある方のみ)の代筆による投票ができます。これらの制度を利用する場合は、早めの手続をお願いします。

【申込み】事前に問合せ先へ ■点字シール付き投票所入場整理券の送付

区内在住で選挙権があり、視覚障害のある方を対象に、投票所入場整理券を入れた封書に点字シールを貼って郵送します。

【申込み】住所・氏名・電話番号を、直接または電話、ファクス、Eメールで3月31日までに問合せ先へ *前回の選挙で利用された方は申込不要

Table with 2 columns: 区分, 障害等の種類・程度. Includes categories like 身体障害者手帳, 戦傷病者手帳, 介護保険被保険者証.

Table with 2 columns: 区分, 障害等の種類・程度. Includes categories like 身体障害者手帳, 戦傷病者手帳.

【問合せ】選挙管理委員会事務局(区役所12階) ☎5608-6320・FAX5608-6412・E-mail: senkan@city.sumida.lg.jp

誰もが心を通わず暮らしやすいまちへ 心のバリアフリー動画 YouTubeで公開中! Includes QR code and contact info for Sumida Dack.